

令和4年度 第3回郡上市国民健康保険事業の運営に関する協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和5年2月3日（木）午後1時30分～午後3時20分
- 2 開催場所 郡上市役所八幡庁舎4階会議室
- 3 出席者
（出席委員）浅野 勝、蒲 智美、山下 優子、和田 明美、竹内 巧治、後藤 忠雄
松田 一雄、石原 誠一、長岡 文男、尾村 忠雄、兼山 悌孝、野田 勝彦
楠 洋司
（欠席委員）なし
（事務局）日置敏明市長、田口昌彦健康福祉部長、蓑島康史保険年金課長、
山本恵子保険年金課課長補佐
- 4 傍聴者 0人
- 5 議題
 - （1）郡上市国民健康保険税条例等の改正について
 - （2）国民健康保険の状況について
 - ①保険給付費の中間報告
 - ②令和4年度国民健康保険税収納状況
 - （3）郡上市国民健康保険特別会計について
 - ①国民健康保険基金の状況
 - ②令和5年度国保事業費納付金の状況
 - ③令和5年度国保予算（案）及び令和4年度決算見込み
- 6 その他
 - （1）グラフ化した国保ぎふについて
 - （2）マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（初回登録）状況について
- 7 議事内容
 - （1）郡上市国民健康保険条例の改正について
＜施行済み分＞
 - 傷病手当金の支給適用期間延長にかかる郡上市国民健康保険条例の一部改正
 - ・「規則で定める日」を「令和4年12月31日」から「令和5年3月31日」とする
 - ・改正理由
国における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給にかかる財政支援の期間が、令和4年12月31日までであったものが令和5年3月31日まで再延長されたことに伴い、傷病手当金の支給の適用期間を延長するため
 - ・施行期日 令和4年12月14日から施行する
 - ＜改正（案）分＞
 - 督促手数料の廃止に伴う郡上市税条例及び郡上市国民健康保険条例施行規則の一部改正
 - ◇郡上市税条例
 - ・第21条を削除する
「徴税吏員は、督促状を発した場合において、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。（以下略）」
 - ・施行期日 令和5年4月1日から施行する

◇郡上市国民健康保険条例施行規則

- ・第21条で規定する納税通知書の様式第16号の1及び様式第16号の2を削除する
- ・様式第15条の1，様式第15条の2の裏面に記載の「国民健康保険税賦課の根拠について 6」に記載されている「督促手数料を加算し」の文言を削除する
- ・様式第15条の1，様式第15条の2の表記を現行使用の表記に修正する
- ・施行期日 令和5年4月1日から施行する

※上記②に関する条例及び条例施行規則の改正理由

金融機関より、令和5年4月1日取り扱い分から、納期限の過ぎた納付書を営業店窓口で受け付けた際に、現在電話で行っている市担当部署への督促料及び延滞金の確認作業を廃止し、納付書記載の金額のみを徴収するとの申入れがあったことに伴い、現年分に係る督促手数料を廃止するため

<R5.1.20時点見込み分>※改正見込みとしての報告

■出産育児一時金支給額の引き上げに伴う郡上市国民健康保険条例の一部改正

- ・第8条第1項中、40万8千円を48万8千円に改める

【令和5年度出産育児一時金 支給額】

	改正前	改正後
出産育児一時金	40万8千円	48万8千円
出産育児一時金加算額	1万2千円	1万2千円
計	42万円	50万円

※据え置き

- ・施行期日 令和5年4月1日から施行する

■国民健康保険税課税限度額及び低所得世帯軽減基準の見直しに伴う郡上市国民健康保険税条例の一部改正

- ・第2条第3項ただし書中、「20万円」を「22万円」に改める

【令和5年度国民健康保険税 課税限度額】

	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
計	102万円	104万円

※据え置き

※据え置き

- ・第23条中、「20万円」を「22万円」に改め、同条第2号中、「28万5,000円」を「29万円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める

【令和5年度国民健康保険税 低所得世帯軽減基準】

軽減率		軽減基準
7割軽減	改正前	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
	改正後	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※据え置き

5 割軽減	改正前	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43 万円+(28.5 万円×国保加入者数)+10 万円 +10 万円×(給与所得者等の数－1) 以下	※28.5 万円 →29 万円
	改正後	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43 万円+(29 万円×国保加入者数)+10 万円 ×(給与所得者等の数－1) 以下	
2 割軽減	改正前	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43 万円+(52 万円×国保加入者数)+10 万円 ×(給与所得者等の数－1) 以下	※52 万円 →53.5 万円
	改正後	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計 43 万円+(53.5 万円×国保加入者数)+10 万円 ×(給与所得者等の数－1) 以下	

・施行期日 令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の国民健康保険税から適用する

(2) 国民健康保険の状況について

①保険給付費の中間報告

- ・保険給付費月別状況の報告
- ・保険給付費内訳 R 1 ～ R 4 比較

②令和 4 年度国民健康保険税収納状況

- ・現年度分 1 2 月末収納率：6 6 . 5 1 % (前年度：6 7 . 1 4 %)
- ・過年度分 1 2 月末収納率：1 3 . 3 3 % (前年度：1 4 . 7 9 %)

(3) 郡上市国民健康保険特別会計について

①国民健康保険基金の状況

- ・本年度、国民健康保険事業特別会計へ繰り入れを行うために 3 千 9 百万円を取り崩す予定であるため、令和 4 年度末の基金残高は 3 億 2 千万円強となる見込み
令和 5 年度の基金取り崩しは現在のところ 1 億円を予定

②令和 5 年度国保事業費納付金の状況

- ・医療分 8 億 6 千 7 8 6 万 5 千 9 8 5 円、後期支援金分 3 億 3 1 7 万 1 千 1 9 円、介護分 1 億 4 5 6 万 5 千 4 6 6 円、合計 1 2 億 7 千 5 6 0 万 2 千 4 7 0 円を予定しており、令和 4 年度と比較して 3 千 7 7 3 万 1 千 2 8 2 円減少する見込み

③令和 5 年度国保予算（案）及び令和 4 年度決算見込み

- ・令和 5 年度予算（案）は、歳入歳出ともに 4 8 億 2 千 6 8 1 万 9 千円を計上予定
- ・令和 4 年度決算見込みは、歳入 4 7 億 3 千 2 9 1 万 3 千円、歳出 4 7 億 2 千 4 4 9 万 3 千円、歳入歳出の差引残高は 8 4 2 万円となる見込み

◇その他

(1) グラフ化した国保ぎふについて

◇岐阜県における市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の現況をグラフ・マップで表している（岐阜県国民健康保険団体連合会作成）

- ・国保被保険者数 R 3 4 1 . 4 万人（県人口の約 2 1 %）
- ・国保医療費 R 3 1 6 4 7 億円 ほか

市町村別 1 人あたり医療費、保険料（税）収納率、特定健診状況 など

(2) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（初回登録）状況について

- ・令和 5 年時点合計 3 2 1 8 件（申込率 3 6 . 3 %）
- ・参加医療機関及び薬局数 2 8 施設
（病院 4、診療所 7、歯科 5、薬局 1 2）